

退職給付会計の割引率の基準 改正に伴う実務指針の改正

対象先	DB年金	厚生基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

平成21年2月17日付で、日本公認会計士協会から「会計制度委員会報告第13号『退職給付会計に関する実務指針(中間報告)』の改正について」および「『退職給付会計に関するQ&A』の改正について」が公表されました。

ポイント

- 本改正は、割引率の基準改正に伴う実務指針の改正
- 昨年12月に公表された公開草案からの変更はなし
- 主な改正点は、実務指針では関連部分の削除、Q&Aでは補正方法の適用に関する記述の追加

(*) 実務指針の本文は日本公認会計士協会HPに掲載されています。

URL <http://www.hp.jicpa.or.jp> (「各種公開情報(委員会報告)」のページに掲載)

実務指針の改正内容

() 以下の内容は年金ニュースNo.131を再掲

会計基準の改正内容を受けたものであり、実質的に新たな取扱いは示されていません。

- 期末における利回りである点を明示 (実務指針第18項・第59項、Q&AのQ1~Q2)
- 一定期間の利回りに関する記載を削除 (実務指針第11項、第59項、Q&AのQ1)
- 合理的な補正(*)であれば適用可能と考えられる記述を追加 (Q&AのQ1)

(*) 一般に、事前のデータを基に退職給付債務が計算されるため、割引率のみ異なる複数の計算結果を準備し、期末日における実際の割引率による計算結果を求める方法について、それが合理的な補正方法であれば適用可能であることが示されています(会計基準と同様の記載)。

(参考) 7月公表の割引率に関する会計基準改正の概要 () 詳細は[年金ニュースNo.117](#)をご参照

- ・ 過去の利回りを考慮して割引率を決定することができる旨のなお書きの削除
- ・ 適用時期は平成21年4月1日以後開始する事業年度の年度末(早期適用可能)